

【留学生】チェックシート

・このチェックシートは、免除申請にあたり必要な証明書類等を事前に準備するためのものです。申請にあたっては、各申請要領を熟読してください。

・免除申請の**基準日は、前期は4月1日、後期は10月1日です**。提出する証明書等は、基準日現在の状態が証明されているものを提出してください。

・審査の過程で、事情確認や追加資料の提出を求める場合があります。本学からのメールや電話に対応できるようにしておいてください。連絡が取れない場合や求めた資料が本学指定の締切日までに提出されない場合、書類不備により審査できない場合があります。

1. 申請者本人に関するもの

提出書類	チェック	適用	入手先
(1) 住民票 ※申請時点で未入国の場合は、渡日後、速やかに提出すること	全員必須 <input type="checkbox"/>	「世帯全員の住民票」と記載されているもので、世帯主・世帯主との続柄が記載されているもの（省略されたものは不可）。 ※個人番号・住民票コードが省略されているもの。個人番号・住民票コード記載のものは受付できません。	市区町村役所等
(2) 所得課税証明書（最新のもの） ※収入がない場合、収入がないことを役所に申請し発行してもらうこと。	全員必須 <input type="checkbox"/>	・その年の1月1日時点で居住していた市区町村で発行されます。1月2日以降に引っ越しした場合は、前の居住地の自治体で発行してもらってください。 ・1月1日時点では未入国で住民登録がされていないため発行できない場合は、提出時にその旨を担当係に申し出てください。	市区町村役所等

2. 収入について

※基準日時点での収入。チェック欄の「はい」にチェックした場合、該当の書類を提出してください。

質問	チェック	該当書類等	入手先
(3) 給付型の奨学金又は母国の勤務先から給与収入を受けていますか？（配偶者含む）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	奨学金受給証明又は給与支払証明を提出 ※受給額及び受給期間が記載されているものであること。日本語以外で書かれているものには和訳を付けること。	奨学金支給団体
(4) あなたの配偶者、子は日本にいますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	「所得課税証明書」を提出してください。※子が高校生以下の場合は提出不要です。→高校生の場合は（6）を提出	市区町村役所等 在学学校
(5) あなた（配偶者含む）は、日本学術振興会特別研究員（採用見込み含む）ですか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	・採用決定通知書のコピー 又は 採用見込みであることがわかるもの	大学

2. 控除について

※チェック欄の「はい」にチェックした場合、該当の書類を提出してください。

質問	チェック	該当書類等	入手先
<p>(6) 日本にいる配偶者や日本で同居する家族に高校生以上の就学者はいますか？</p> <p>※基準日（前期4月1日・後期10月1日）以降の証明のものを提出すること。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> ・国立学校（大学・高専・高校）に通う者→「授業料免除状況証明書（第5号様式）」 ・私立大学（短大含む）に通う者→私立大学（短大含む）の在学証明書 ・専修・専門学校に通う者→専修・専門学校の在学証明書 ・高等学校に通う者→高等学校の在学証明書 ・予備校・日本語学校・職業訓練校に通う者（非就学者）→学生証のコピー 	<p>申請要領</p> <p>在学学校</p> <p>本人</p>
<p>(7) あなた（配偶者含む）や日本で同居する家族に障害のある人はいますか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>障害者手帳（コピー）又は療育手帳（コピー）</p>	<p>市区町村役所</p>
<p>(8) あなた（配偶者含む）や日本で同居する家族に介護保険利用者（要介護3以上）はいますか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<p>介護保険被保険者証（コピー）又は要介護認定結果通知書（コピー）</p>	<p>市区町村役所</p>
<p>(9) あなた（配偶者含む）や日本で同居する家族に長期療養者はいますか？</p> <p>※基準日時点で6か月以上の長期療養者（慢性疾患除く）で、今後も継続して療養する者</p> <p>※高額療養費制度や民間の医療保険等により自己負担額の一部が補填された場合は、補填額を差し引いた額が対象となります。</p> <p>※入院費のうち、食事療法以外の食費や差額ベッド代は控除対象外です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・診察代・薬代の領収証等のコピー（該当疾患に係るもののみ） ・限度額適用認定証（ある場合） ・高額療養費等支給決定通知書（コピー）（ある場合） ・民間の医療保険等により補填された金額の証明書（ある場合） 	<p>医療機関・保険会社等</p>
<p>(10) あなたは、申請する学期の直前6か月以内（新入生は入学する前年の1月以降）に、日本で、火災、風水害等の被害を受けましたか？</p> <p>※日本国外での被災は対象外です。</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書（コピー） ・「罹災申立書」 ・「動産罹災申立書」 ・「不動産罹災申立書」 	<p>消防署・市区町村役所</p> <p>本学ホームページ</p>

※理工学部・理工学府の留学生には、授業料免除の結果を窓口で手渡しします（結果通知用封筒は不要）。